

○上越教育大学課外活動団体認定、運営等要項

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 平成25年3月22日

(目的)

1 この要項は、上越教育大学（以下「本学」という。）における自主的な課外活動を振興するため、学生の課外活動団体の認定、運営等について定め、もって課外活動の健全な発展に資することを目的とする。

(課外活動団体の認定)

2 上越教育大学学生規則（平成16年規則第23号）第14条又は第15条の規定に基づき設立の許可又は継続の許可を受けた学生団体で、次の各号に該当するものは、課外活動団体として認定を受けたものとみなす。

(1) 本学の教育目的に沿い、かつ、課外活動を目的として組織されているものであること。

(2) 全学の学生を組織の対象としていること。

(3) 計画に基づき、日常的に活動するものであること。

(4) 原則として10人以上の構成員を有すること。

(課外活動団体認定の効果)

3 課外活動団体には、本学の課外活動の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）の利用について、優先して便宜が与えられるものとする。

4 課外活動団体は、許可を得て、本学の名称を冠して対外試合その他の対外活動に参加することができる。

(課外活動団体会議)

5 課外活動を自主的に運営するための学生の組織として、課外活動団体会議（以下「団体会議」という。）を置く。

6 団体会議は、課外活動団体の代表者のうちから選出された15人以内の委員をもって組織する。

7 団体会議の委員の選出方法については、別に定める。

8 団体会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 課外活動の施設等の使用及びその調整に関すること。

(2) 課外活動団体が共同して主催する行事に関すること。

(3) 学園祭、体育祭等本学の行事への参加に関すること。

(4) 第9項に規定する課外活動連絡会議への代表者の選出に関すること。

(5) その他課外活動に関すること。

(課外活動連絡会議)

9 課外活動に関し、教員と学生の意見交換及び各課外活動団体間の連絡調整を行うための組織として、課外活動連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

10 連絡会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 学生委員会の委員長及び委員2人

- (2) 団体会議から選出された者 6 人
- (3) 課外活動団体の顧問教員 6 人
- 11 連絡会議の委員の選出方法については、別に定める。
- 12 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について意見交換等を行う。
 - (1) 課外活動団体の組織及び運営に関すること。
 - (2) 団体会議の協議事項に関すること。
 - (3) 課外活動の施設等の使用に関すること。
 - (4) その他課外活動に関すること。
- 13 連絡会議は、学生委員会の委員長が必要と認めたとき、又は団体会議から理由を明らかにして要請があったときに、学生委員会の委員長が招集する。
(改正)
- 14 この要項を改正しようとするときは、学生委員会の意見を聴かなければならない。
(事務の処理)
- 15 課外活動団体に関する事務は、学生支援課において処理する。
(その他)
- 16 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月10日）

この要項は、平成18年2月10日から施行する。

附 則（平成25年3月22日）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。